

貨物軽自動車運送事業に関するよくある質問とその回答(FAQ)

Q. 貨物軽自動車運送事業を新たにはじめようと思いますが、どのような手続きが必要ですか。

A. 輸送課に①貨物軽自動車運送事業経営届出書、②運賃料金設定届出書、③運賃料金表、④事業用自動車等連絡書の提出が必要です。その他の手続きについては、軽自動車検査協会にお問い合わせください。また、令和7年4月1日以降に、事業を開始される場合、①貨物軽自動車安全管理者の講習受講、選任・届出、②初認運転者等への指導及び適性診断の受診等が必要となりますので、詳細は「安全対策解説リーフレット」をご確認ください。

【様式】

○貨物軽自動車運送事業経営届出書

<https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/shiga/yusou/kei-shinki02.xls>

○運賃料金設定届出書

<https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/shiga/yusou/kei-unchin.doc>

○事業用自動車等連絡書

<https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/shiga/yusou/renrakusyo.xls>

【記載例】

<https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/shiga/yusou/keikisairei-shinki.pdf>

※運賃料金表は記載例に見本がありますので、見本を参考に任意の様式でご作成ください。

【安全対策リーフレット】

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001768524.pdf>

Q. 現在、軽貨物事業をやっているが、車両を増やす、減らす、入れ替える場合、どのように手続きをすればよいですか？

A. 「貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書（増減車届）」を 運輸支局輸送担当へ提出してください。なお、車両数が0両になる場合は廃止となりますので、「貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書（廃止届）」を提出してください。 運輸支局輸送担当での手続き後は、軽自動車検査協会にて車検証の記載変更等の手続きが必要になります。

【様式】

○貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書

<https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/shiga/yusou/kei-henkou02.xls>

【記載例】

○増車

<https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/shiga/yusou/keikisairei-zousya.pdf>

○減車

<https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/shiga/yusou/keikisairei-gensya.pdf>

○廃止

<https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/shiga/yusou/keikisairei-haishi.pdf>

Q. 輸送課で必要となる書類は何ですか？

A. 車検証(写) (新車の場合は諸元表等で諸元が確認できるもの、もしくは、完成検査済証等車体番号が確認できるもの) をお持ちください。なお、電子車検証の場合は IC チップを読み取り、「自動車検査証記録事項」を印刷し、お持ちください。届出及び登録に必要な事業用自動車等連絡書については、事前に記載いただき、持参いただいても結構ですが、窓口にて記入いただけます。

Q. 軽自動車(黒ナンバー)の使用者名義を変更したい。

A. 現在の使用者の方が減車届(1台のみは廃止届)、次の名義の方が増車届(初めて黒ナンバーを付ける場合は経営届)をご提出ください。

Q. 貨物軽自動車運送事業を営営するにあたり、車両は何台必要ですか？

A. 1台から経営可能です。

Q. 乗用の用途の軽自動車を黒ナンバーに変えることができますか？

A. 令和4年10月27日より、軽乗用車も貨物軽自動車運送事業の用に供することが可能となりました。貨物の用途に車両の構造を変えることなく、黒ナンバーの取得が可能です。

Q. バイクを使った貨物運送事業を始めたい。どのように手続きをしたらよいですか？

A. 126cc以上のバイクを用いた運送事業は、貨物軽自動車運送事業(軽貨物)になります。「貨物軽自動車運送事業経営届出書」を提出し、事業用自動車等連絡書の交付を受けたのち、営業所(使用の本拠の位置)を管轄する運輸支局登録担当または自動車検査登録事務所にて車検証の記載変更等の手続きを行い、緑ナンバーの交付を受けてください。名義変更や住所変更の際も同様の手続きが必要になります。(※軽四輪車と異なり、軽自動車検査協会での手続きはありません。)

Q. 提出した経営届出書(変更届出書も含む)の写し等はもらえますか？

A. 写しの交付は行っておりませんので、お控えが必要な場合は、事前に同じものを2部持参してください。

Q. 輸送課での手続きについて手数料等はかかりますか？

A. 輸送課での手続きにおいて、費用は発生しません。

Q. 黒ナンバーを取得するにあたり、審査等において時間はかかりますか？

A. 届出ですので、こちらで受け付けた段階で貨物軽自動車運送事業を営営する効力が発生します。

Q. 連絡書の有効期限が切れてしまった場合、どうすればよいですか？

A. 当時発行した連絡所の原本と、車検証をご持参いただければ、連絡書の延長処理をさせていただきます。

Q. 遠方なので、郵送で対応してもらえますか？

A. 届出を郵送にて行う場合は、下記を同封して下さい。

①各種必要書類

②返信用の住所を記載し、返信に必要な所定の額の切手を貼った封筒

③提出者の連絡先を記入したメモ用紙等

届出書類に誤りや記載漏れがあった場合は、受付することができず返却することになりますので、内容に誤りがないようご注意ください。

※郵便事故等による不到達・遅延の責任は負いかねます。

送付先：〒524-0104 滋賀県守山市木浜町2298-5 滋賀運輸支局 輸送担当

Q. 荷主（取引先）や銀行から「許可書」「貨物軽自動車運送事業経営届出書」の控えを提出するよう言われましたが、紛失してしまいました。再発行はできますか？

A. 届出ですので、許可書の発行はありません。控えが必要な場合は届出時に2部提出いただければ、1部受付印を押したものをお返しします。再発行はできませんので、大切に保管してください。控えを紛失した場合や、控えの発行を受けていない場合は、代わりになるものとして、貨物軽自動車運送事業経営届出がされていることの「証明願」があります。詳細は当部門までお問合せください。

【証明願の様式】

<https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/shiga/yusou/kei-syoumeinegai2.docx>

Q. 運輸支局の手続きは運送事業者本人が行かなくてはならないのでしょうか？

A. 代理の方でも結構です。ただし、各届出様式の記入については原則、申請者本人が行う必要がありますので、記入された様式をご提出ください。